

(5) 東北の復興(復興枠)

東北観光復興対策交付金

観光庁(観光地域振興課):3,209百万円

- 「東北6県の外国人宿泊者数を2020年に150万人泊」の目標実現に向け、東北地方の風評被害を払拭し、東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させるため、東北地方の地方公共団体が実施する訪日外国人旅行者を呼び込むための取組を引き続き支援する。

支援内容

- ・交付対象事業：東北地方の地方公共団体が策定する観光復興対策実施計画に基づき実施する、訪日外国人旅行者を

呼び込むための以下の取組

- ①観光復興促進調査事業 ②地域取組体制構築事業 ③プロモーション強化事業
- ④受入環境整備事業 ⑤滞在コンテンツ充実・強化事業 ⑥国際会議等誘致・推進事業

※原則として、複数の地方公共団体が連携して広域的に事業を行うものを支援

- ・交付対象事業者：東北地方の地方公共団体 ・交付率：事業費の8/10以内

重点的に支援する事業

- ・インバウンド誘客に直接資する取組として、滞在コンテンツ充実・強化事業、受入環境整備事業、プロモーション強化事業に対して重点支援。

滞在コンテンツ充実・強化事業

滞在プログラム開発等、地域資源を掘り起こし、観光への活用により旅行者の滞在促進に資する取組

(事業例) 地域の名産を使った北東北の食を巡るツアー等の旅行商品造成



受入環境整備事業

多言語観光案内看板の設置、Wi-Fi環境の整備、二次交通の整備等、旅行環境の整備や円滑化等に関する取組

(事業例) レンタカーを活用したドライブ周遊
観光の利便性向上



プロモーション強化事業

旅行会社・メディア・インフルエンサーの招請、動画作成、イベントの開催・旅行博出展等、地域の情報発信の強化に関する取組

(事業例)
東北6県が連携して実施する、多言語H P等の制作による冬の東北の魅力とスノーコンテンツツの情報発信



JNTOによる東北観光復興プロモーション

観光庁(国際観光課):1,000百万円

- 東北に特化した海外主要市場向けのデスティネーション・キャンペーンとして、集中的な訪日プロモーションを、東北運輸局・東北観光推進機構・東北の地方自治体及び観光関係者と連携しつつ実施し、東北の魅力が強力に発信する。

東北観光復興プロモーション

- ・知名度向上 (グローバルメディア、海外の著名人を活用した情報発信)
- ・メディアや旅行会社の招請 (イベントや商談会の活用)
- ・送客促進 (オンライン旅行会社等と連携した送客促進)

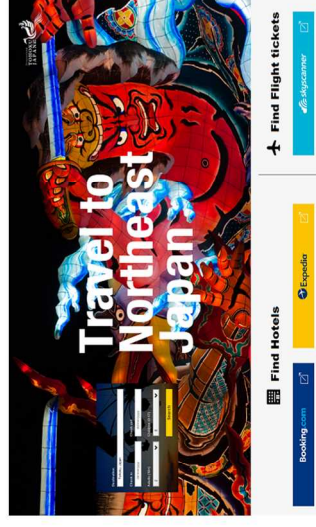
集中的なプロモーションにより東北地域への誘客を強力に促進



グローバルメディアを活用した情報発信



商談会を活用した旅行会社の招請



オンライン旅行会社等と連携した送客促進

福島県における観光関連復興支援事業

観光庁(観光地域振興課):300百万円

- 福島県においては、東北地方の中でも特に風評被害が大きく、国内観光客についても震災前の水準まで回復していない。特に教育旅行においては震災前の7割程度と回復が遅れている状況。
- 福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が福島県観光関連復興事業実施計画に基づいて実施する国内向け風評被害対策や、教育旅行の再生などの震災復興に資する観光関連事業を支援。
(補助率:事業費の8/10以内)

国内プロモーション

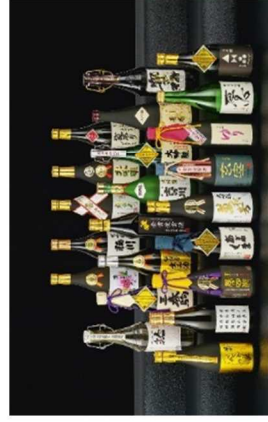
継続的な観光地域づくりに向けた取組体制の構築と
福島ならではの地域資源を活かした観光ブランドの
育成

観光地ブランド周遊観光推進

- ・「花」「温泉」「日本酒」の観光資源を活用、ブランド化しPR
- ・スタンプラリー等による県内周遊の促進

観光地域づくり総合推進

- ・復興ツーリズムのモデルコースの造成、利用者と地域のマッチング窓口の設置等



全国新酒品評会で史上初の6年連続で金賞受賞数日本一を達成し、高い品質が認められた福島酒蔵の酒蔵に食と文化を合わせた周遊パスポートを作成し、県内周遊を促進。

教育旅行再生

福島ならではの学習プログラム造成と
県外への情報発信強化による教育旅行再生

魅力と安全性の発信

- ・教育旅行関係者の招へい、モニタツアー
- ・教育素材、モデルコースのPR

学習プログラム造成

- ・震災語り部のスキルアップ研修
- ・地域に即した学習プログラムの作成

県外への情報発信強化

- ・教育旅行専門誌への広報
- ・教育旅行誘致キャラバンの強化



中高生を対象に被災地で営む飲食店経営者、旅館女将、医師等と直接対話。福島のこれまでと今を学ぶモニタツアーを実施。

(参考) 三の丸尚蔵館の整備

宮内庁：1,500百万円

三の丸尚蔵館は、皇室に代々受け継がれた絵画・書・工芸品などの美術品類が平成元年（1989）6月、国に寄贈されたのを機に、これらを環境の整った施設で大切に保存・管理するとともに、調査・研究を行い、併せて一般にも展示公開することを目的として、平成5年（1993）11月3日に開館。その後、香淳皇后のご遺品等が加わり、現在約9,800点の美術品類を収蔵し、テーマに沿った展示を通して、公開されている。新たな観光需要の創出につなげるため、外国人訪問者が皇室の貴重な美術品等に接する機会をより充実させ、観光資源として活用する。

三の丸尚蔵館



三の丸尚蔵館の整備概要

- 2019年から工事に着手し、一部を2022年に開館。全館開館は2025年の予定。
- 展示面積の拡大（約160㎡ → 約1,300㎡）
- 収蔵スペースの確保と保存環境の改善
- 情報発信機能の強化

三の丸尚蔵館収蔵品



伊藤若冲「動植綵絵」

狩野永徳「唐獅子図屏風」

3. 平成31年度税制改正

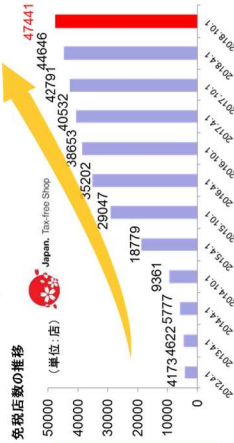
外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)

既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において、簡素な手続きにより免税販売を可能とする「臨時免税店制度」を新たに創設することにより、地域の特産品等の販売機会を増やし、外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行者消費額のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図る。

施策の背景

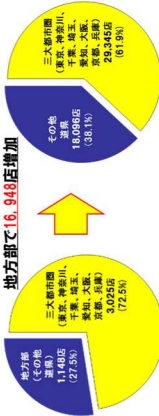
- 地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において、免税販売を行いたいという、既に消費税免税店の許可を受けている事業者からのニーズ
- 多数の外国人旅行者の参加が見込まれる「ラグビーワールドカップ2019」「東京2020オリンピック・パラリンピック」等の開催を控えており、イベント等に出店する場合において免税販売を可能とする環境整備が焦眉の急

地域の特産品等の販売機会を増やし、外国人旅行者消費のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図る



免税店数の推移

2012年4月1日 4,173店
2018年10月1日 47,441店
地方部で16,949店増加

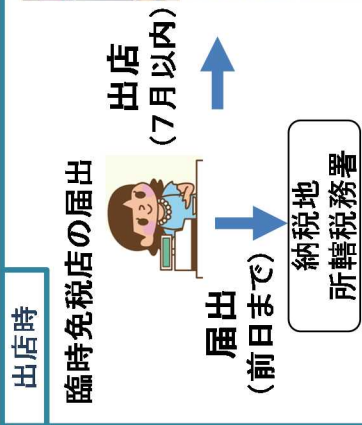
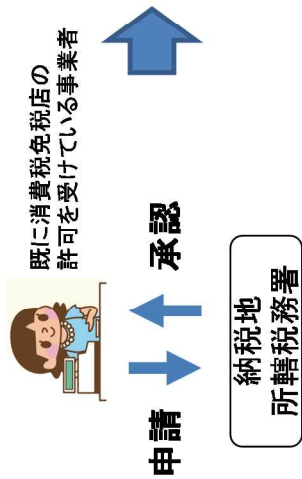


- 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日決定)
- 「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)
 - 「訪日外国人旅行者消費額を2020年8兆円、2030年15兆円とする」
 - 「地方における消費税免税店数を2018年に2万店規模へと増加」

要望の結果

- 既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、7月以内の期間を定めて臨時免税店を設置する場合において、あらかじめその承認を受けているときは、届出により免税販売を可能とする「臨時免税店制度」を新たに創設する。

臨時免税店の設置に係る事前承認



これまでの消費税免税制度の拡充

- 〈第一弾〉(平成26年10月運用開始)
 - 一般物品に加え、消耗品も消費税の免税対象に追加
 - 〈第二弾〉(平成27年4月運用開始)
 - 免税手続きの第三者への委託を可能とし、一括カウンターの設置 等
 - 〈第三弾〉(平成28年5月運用開始)
 - 一般物品の購入下限額引下げ
 - 購入者誓約書の重磁的記録による保存等
 - 〈第四弾〉(平成30年7月運用開始)
 - 一般物品と消耗品の合算
 - 免税販売手続きの電子化
- 合算：平成30年7月運用開始
電子化：平成32年4月運用開始予定

4. 平成30年度観光庁第二次補正予算

非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策

平成30年度二次補正予算: 3.0億円

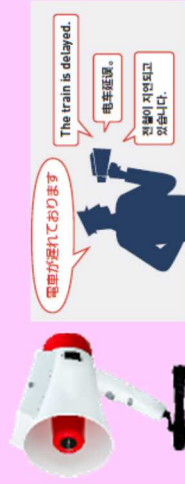
本年7月の豪雨、9月の台風21号をはじめ、各地で豪雨・台風等の災害が頻発・激甚化している中で、急増する訪日外国人旅行者等が災害発生時でも安心して旅行を継続できるよう、全国において、迅速に運行等に関する情報収集を可能とするための旅客施設、車両等における多言語での情報提供や非常時のスマートフォン等の充電を行うための非常用電源設備等の整備への支援を展開する。

1. 補助対象事業者 公共交通事業者等
2. 補助率 国: 1/2等

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）

旅客施設、車両等における多言語での情報提供の充実

■ 多言語拡声装置等



■ 携帯型翻訳機



非常時のスマートフォン等の充電環境の確保

■ 非常用電源装置・携帯電話充電設備等



< 非常用電源の配置箇所・用途 >

- 空港（那覇空港、大分空港、広島空港 他）
ターミナル内で携帯電話充電機器等を稼働させるための電源の供給 等
- 駅（JR北海道管内の駅 他）
駅の館内放送設備、携帯電話の充電や案内に必要な機器等を稼働させるための電源の供給 等
- バスターミナル（広島バスターミナル、熊本交通センター、那覇バスターミナル 他）
バスターミナルにおいて携帯電話の充電や案内に必要な機器等を稼働させるための電源の供給 等
- 旅客船ターミナル（吉小牧港、徳島港、神戸港 他）
フェリー事業者が燃料ポンプ、携帯電話の充電や案内に必要な機器、発券機等を稼働させるための電源の供給 等

宿泊施設バリアフリー化促進事業

○ 災害弱者となりやすい高齢者・障害者等を含めた訪日外国人旅行者に安全・安心な滞在環境の提供を拡大していくためには、他の改修に比べて特に大規模な改修が必要となり宿泊事業者が改修を躊躇しがちなバリアフリー客室（車椅子使用者用客室等）の整備を重点的に支援していく必要。

○ このため、高齢者・障害者等の要配慮者の受入体制等に関して、一定の要件を満たす宿泊施設が実施するバリアフリー客室の整備を加速化させ、一時滞在施設や避難所となる施設の防災機能強化を図る。

<現状等> 車椅子使用者用客室を1室以上設けている宿泊施設の割合：32.0%（全国606施設から回答）

出典：国土交通省「ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会」資料（平成30年2月）

車椅子使用者用客室の設置数基準：床面積2,000㎡以上、かつ客室総数が50室以上のホテル又は旅館を建築する場合、建築する客室の総数の1%以上（2019年9月1日施行） ※建築とは新築、増築、改築又は用途変更をいう。

事業の内容

旅館業法の営業許可を得た宿泊施設（旅館・ホテル等）のうち、次の2つの要件を満たす宿泊施設が実施するバリアフリー化改修に対して支援を行う。

- ① 地方自治体との間で、災害時における宿泊施設の提供に関する協定（高齢者・障害者などの要配慮者等への提供が定められたものに限る）を締結している組合等に所属していること
- ② 訪日外国人旅行者の高齢者・障害者等が宿泊した実績を有すること

[バリアフリー化改修内容]

客室の大規模改修等(車椅子使用者用客室等の整備)

：1/2補助

1者当たり上限1,000万円

車椅子使用者用客室の整備



期待される効果

- 災害等の非常時においても、高齢者・障害者等を含めた訪日外国人旅行者が安全・安心に宿泊施設を利用することが可能となる。
- 高齢者・障害者等を含めた訪日外国人旅行者への対応にかかる宿泊事業者の人的コストが軽減され、効率的な経営に寄与する。

5. 参考資料

目 次

(1) 観光先進国の実現に向けた政府の取組	36
(2) 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議	37
(3) 明日の日本を支える観光ビジョン新たな目標値	37
(4) 「明日の日本を支える観光ビジョン」概要	38
(5) 「明日の日本を支える観光ビジョン」施策概要	38
(6) 訪日外国人旅行者数の推移	39
(7) 訪日外国人旅行者数及び割合〔国・地域別〕(2017年)	39
(8) 外国旅行者受入数の国際比較(2017年)	40
(9) 訪日外国人旅行消費額	40
(10) 国際旅行収支の改善について	41
(11) 国内における旅行消費額(2017年)	41
(12) 日本人海外旅行者数の推移	42
(13) 国民1人当たり国内宿泊観光旅行の回数及び宿泊数の推移	42
(14) 都道府県別日本人・外国人延べ宿泊者数(2017年)	43
(15) 地方における消費税免税店の拡大について	43
(16) 国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について	44

観光先進国の実現に向けた政府の取組

- 2003年 1月 小泉総理が「観光立国懇談会」を主宰
4月 ビジット・ジャパン事業開始
- 2006年 12月 観光立国推進基本法が成立
- 2007年 6月 観光立国推進基本計画（閣議決定）
- 2008年 10月 観光庁設置
- 2012年 3月 観光立国推進基本計画改定（閣議決定）
- 2013年 3月 観光立国推進閣僚会議の設置
12月 訪日外国人旅行者数1000万人達成
- 2015年 11月 「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」を開催
12月 訪日外国人旅行者数2000万人達成
- 2016年 3月 「明日の日本を支える観光ビジョン」
（明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）
- 2017年 3月 観光立国推進基本計画改定（閣議決定）
5月 「観光ビジョン実現プログラム2017」（観光立国推進閣僚会議決定）
12月 「国際観光旅客税（仮称）の用途に関する基本方針等について」
（観光立国推進閣僚会議決定）
- 2018年 4月 国際観光旅客税法が成立
外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に
関する法律の一部を改正する法律が成立
- 6月 「観光ビジョン実現プログラム2018」（観光立国推進閣僚会議決定）
12月 訪日外国人旅行者数3000万人到達
「国際観光旅客税（仮称）の用途に関する基本方針等について」
（平成29年12月22日観光立国推進閣僚会議決定）の一部変更

明日の日本を支える観光ビジョン構想会議

訪日外国人旅行者数2,000万人の目標達成が視野に入ってきたことを踏まえ、次の時代の新たな目標の設定とそのために必要な対応の検討を行う。



2015年11月9日【第1回本会議】

【議長】 内閣総理大臣
 【副議長】 内閣官房長官、国土交通大臣
 【構成員】 副総理兼財務大臣、地方創生担当大臣、一億総活躍担当大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣



〈議長：安倍内閣総理大臣〉

(民間有識者)
 石井 至 石井兄弟社(旅行ガイド出版社)社長
 井上 慎一 Peach Aviation(株)代表取締役CEO
 大西 雅之 鶴雅グループ代表
 小田 真弓 旅館 加賀屋 女将
 唐池 恒二 九州旅客鉄道(株)会長
 テービッド・アトキンソン 小西美術工芸社社長
 李 容淑 大阪国際大学客員教授



〈副議長：石井国土交通大臣〉

明日の日本を支える観光ビジョン構想会議ワーキンググループ

- 第1～5回WGにおいて、有識者ヒアリングを実施。
- 第6回WGにおいて、それまでの議論を踏まえた検討課題を整理。
- 第7～9回WGにおいて、テーマ別の議論を実施し、具体的な施策の打ち出し内容を集中的に検討。

【座長】 内閣官房長官
 【座長代理】 国土交通大臣
 【構成員】 内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、内閣官房副長官補、関係省庁局長等



〈座長：管内閣官房長官〉

2016年3月30日【第2回本会議】最終とりまとめ(新たな目標設定と必要な対応方策)

これを踏まえ、「観光ビジョン実現に向けたプログラム」において観光ビジョンの取組の進捗をフォロー

明日の日本を支える観光ビジョン 新たな目標値

安倍内閣5年間の成果

戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワーク拡大など、**大胆な「改革」**を断行。

- ・ 訪日外国人旅行者数は、約3.5倍増の**2,869万人**に (2012年) (2017年) 836万人 ⇒ 2,869万人
- ・ 訪日外国人旅行消費額は、約4倍増の**4.4兆円**に 1兆846億円 ⇒ 4兆4,162億円

新たな目標への挑戦!

訪日外国人旅行者数	2020年: 4,000万人 (2015年の約2倍)※	2030年: 6,000万人 (2015年の約3倍)※
訪日外国人旅行消費額	2020年: 8兆円 (2015年の2倍超)※	2030年: 15兆円 (2015年の4倍超)※
地方部での外国人延べ宿泊者数	2020年: 7,000万人泊 (2015年の3倍弱)※	2030年: 1億3,000万人泊 (2015年の5倍超)※
外国人リピーター数	2020年: 2,400万人 (2015年の約2倍)※	2030年: 3,600万人 (2015年の約3倍)※
日本人国内旅行消費額	2020年: 21兆円 (最近5年間の平均から約5%増)※	2030年: 22兆円 (最近5年間の平均から約10%増)※

※ ()内は観光ビジョン策定時である2015年時点との比較

「明日の日本を支える観光ビジョン」 - 世界が訪れたいくなる日本へ - 概要

平成28年3月30日策定

これまでの議論を踏まえた課題

■ 我が国の豊富で多様な観光資源を、誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えていくことが必要。

■ 観光の力で、地域の雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革していくことが必要。

■ CIQや宿泊施設、通信・交通・決済など、受入環境整備を早急に進めることが必要。
■ 高齢者や障がい者なども含めた、すべての旅行者が「旅の喜び」を実感できるような社会を築いていくことが必要。

「観光先進国」への「3つの視点」と「10の改革」

視点 1

「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」

- 「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界に開放
 - ・赤坂や京都の迎賓館などを大胆に公開・開放
- 「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ
 - ・2020年までに、文化財を核とする観光拠点を全国で200整備、わかりやすい多言語解説など1000事業を展開し、集中的に支援強化
- 「国立公園」を、世界水準の「ナショナルパーク」へ
 - ・2020年を目標に、全国5箇所の公園について民間の力を活かし、体験・活用型の空間へと集中改善
- おもな観光地で「景観計画」をつくり、美しい街並みへ
 - ・2020年を目途に、原則として全都道府県・全国の半数の市区町村で「景観計画」を策定

視点 2

「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に」

- 古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業へ
 - ・60年以上経過した規制・制度の抜本見直し、トップレベルの経営人材育成、民泊の整備、宿泊業の生産性向上など、総合パッケージで推進・支援
- あたらしい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現
 - ・欧州・米国・豪州や富裕層などをターゲットにしたプロモーション、戦略的なビザ緩和などを実施
 - ・MICE誘致・開催の支援体制を抜本的に改善
 - ・首都圏におけるデジタルの受入環境改善
- 疲弊した温泉街や地方都市を、未来発想の経営で再生・活性化
 - ・2020年までに、世界水準DMOを全国100形成
 - ・観光地再生・活性化ファンド、規制緩和などを駆使し、民間の力を最大限活用した安定的・継続的な「観光まちづくり」を実現

視点 3

「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」

- ソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現
 - ・世界最高水準の技術活用により、出入国審査の風景を一変
 - ・ストレスな通信・交通利用環境を実現
 - ・キャッシュレス観光を実現
- 「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現
 - ・「ジャパン・レールパス」を訪日後でも購入可能化
 - ・新幹線開業やコセクション空港運営等と連動した、観光地へのアクセス交通充実の実現
- 「働きかた」と「休みかた」を改革し、躍動感あふれる社会を実現
 - ・2020年までに、年次有給休暇取得率70%へ向上
 - ・家族が休暇をとりやすい制度の導入、休暇取得の分散化による観光需要の平準化

「明日の日本を支える観光ビジョン」 施策概要

1 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に

- **魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放**
 - ・赤坂や京都の迎賓館に加え、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を一般向けに公開・開放
- **文化財の観光資源としての開花**
 - ・2020年までに、文化財を核とする観光拠点を全国で200整備、わかりやすい多言語解説など1000事業を展開し、集中的に支援強化
- **国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化**
 - ・2020年を目標に、全国5箇所の公園について民間の力を活かし、体験・活用型の空間へと集中改善
 - ・2020年までに、外国人利用者数を1000万人に
- **景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上**
 - ・2020年を目途に、原則として全都道府県、全国の半数の市区町村で「景観計画」を策定
 - ・歴まち法の重点区域などで無電柱化を推進
- **潜在型農山漁村の確立・形成**
 - ・日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ「農泊」を推進し、2020年までに全国の農山漁村で50地域創出
- **地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大**
 - ・2020年までに、商店街等において、50箇所街並み整備、1500箇所外国人受入環境整備
 - ・2020年までに、外国人受入可能な伝統的工芸品産地を100箇所以上に
- **広域観光周遊ルートの世界水準への改善**
 - ・修景や体験プログラム開発等に国から専門チーム（パシフィックチーム）を派遣
- **東北の観光復興**
 - ・東北6県の外国人宿泊者数を2020年150万人泊（2015年の3倍）に

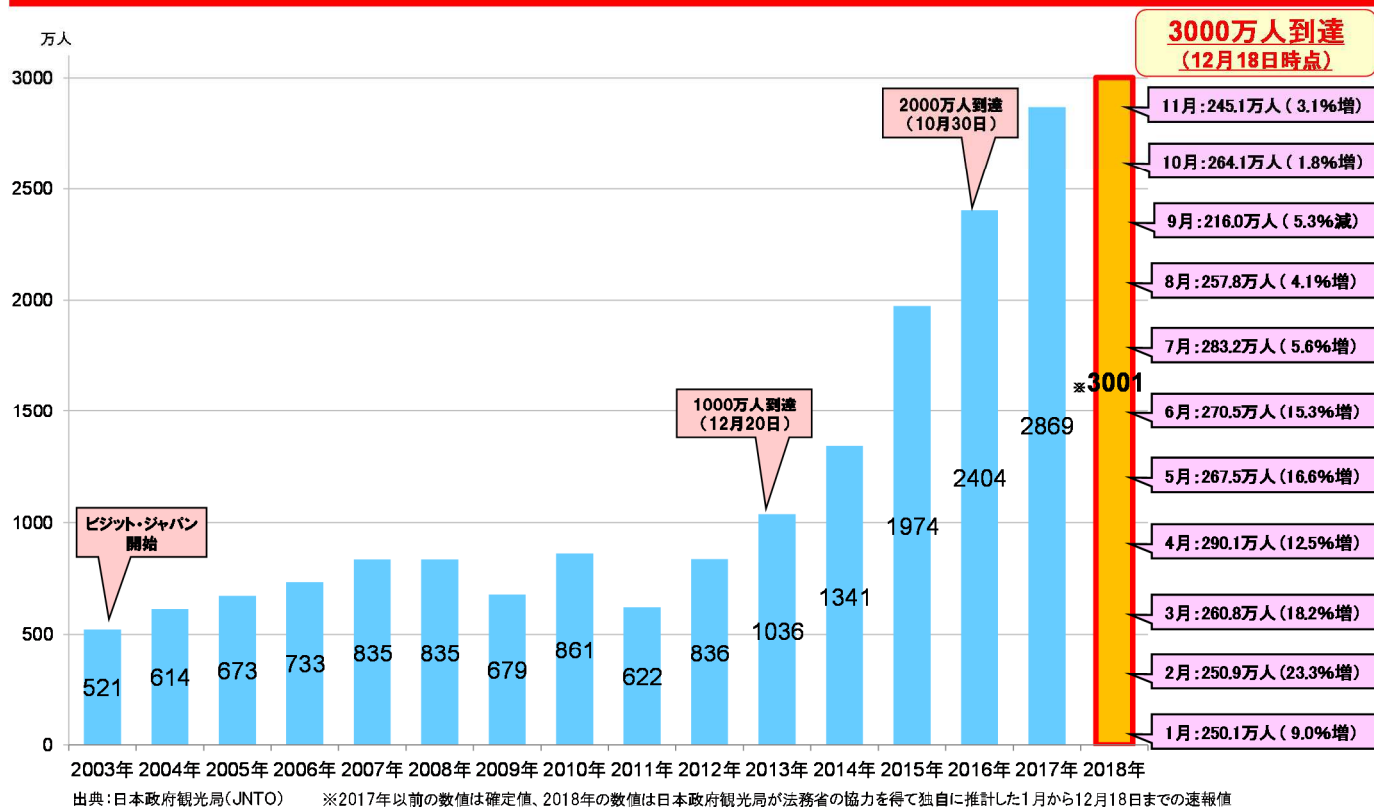
2 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

- **観光関係の規制・制度の総合的な見直し**
 - ・通訳案内士、ランドオペレーター、宿泊業等の抜本見直し
- **民泊サービスへの対応**
 - ・現行制度の枠組みにとられない宿泊法制度の抜本見直し（本年6月中目途に検討会とりまとめ）
- **産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成強化**
 - ・2020年までに、トップレベルの経営人材の恒常的な育成拠点を大学院段階（MBAを含む）に形成
- **宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供**
 - ・旅館等におけるインバウンド投資などを促進
- **世界水準のDMOの形成・育成**
 - ・2020年までに、世界水準DMOを全国で100形成
- **「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開**
 - ・観光まちづくりに関する投資や人材支援を安定的・継続的に提供できる体制を整備
- **次世代の観光立国実現のための財源の検討**
 - ・観光施策に充てる国の追加的な財源確保策を検討
- **訪日プロモーションの戦略的高度化**
 - ・海外著名人の日本文化体験映像を海外キー局で配信
- **インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化**
 - ・在外公館や放送コンテンツなどを活用した情報発信
- **MICE誘致の促進**
 - ・政府レベルでの誘致支援体制の構築
- **ビザの戦略的緩和**
 - ・中国、フィリピン、インド、ロシアの5ヶ国を対象
- **訪日教育旅行の活性化**
 - ・「2020年までに4万人から5割増」の早期実現
- **観光教育の充実**
 - ・総合的な学習の時間等における教材の作成・普及
- **若者のアワード活性化**
 - ・若者割引等のサービス開発を通じた海外旅行の推進

3 すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

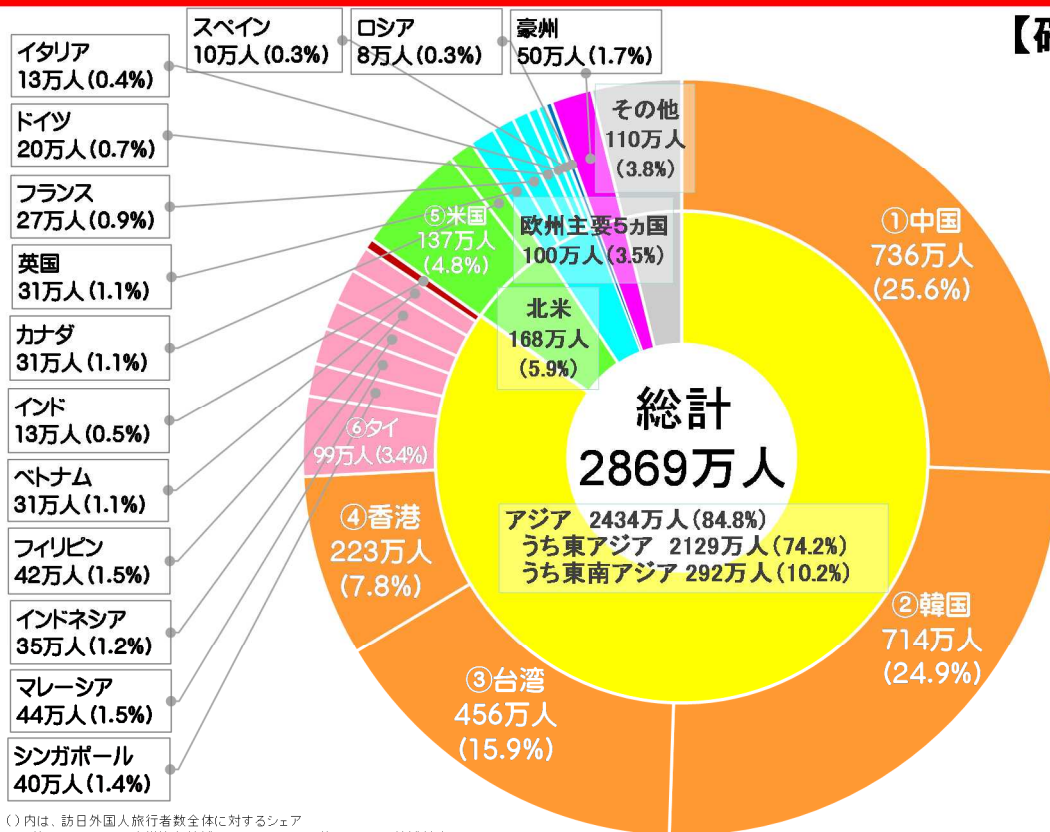
- **最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現**
 - ・世界最高水準の顔認証技術の導入などを促進
- **民間のまちづくり活動等による「観光・まち再生」の推進**
 - ・宿泊施設や観光バス乗降場等の整備促進
- **キャッシュレス環境の飛躍的改善**
 - ・2020年までに、主要な観光地等における「100%のキャッシュレス対応化」などを実現
- **通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現**
 - ・無料Wi-Fi環境とSIMカードの相互補完の利用促進
- **多言語対応による情報発信**
 - ・中小事業者のWEBサイトの約半分を多言語化
- **急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実**
 - ・2020年までに、外国人患者受入体制が整備された医療機関を全国100箇所整備（現在の約5倍）
- **「世界一安全な国、日本」の良好な治安等を体感できる環境整備**
 - ・外国語対応可能な警察職員等の配置等の体制整備
- **「地方創生回廊」の完備**
 - ・「ジャパン・レールパス」を訪日後でも購入可能に
- **地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進**
 - ・複数空港の一体運営（コセクション等）の推進
- **クルーズ船受入の更なる拡充**
 - ・2020年に訪日クルーズ旅客を500万人に
- **公共交通利用環境の革新**
 - ・主要な公共交通機関の海外インバウンド予約を可能に
- **休暇改革**
 - ・2020年までに年次有給休暇の取得率を70%に
- **スマホに向けたエコマーケティングの推進**
 - ・高い水準のUI/UX向上と心のバリアフリーを推進

訪日外国人旅行者数の推移



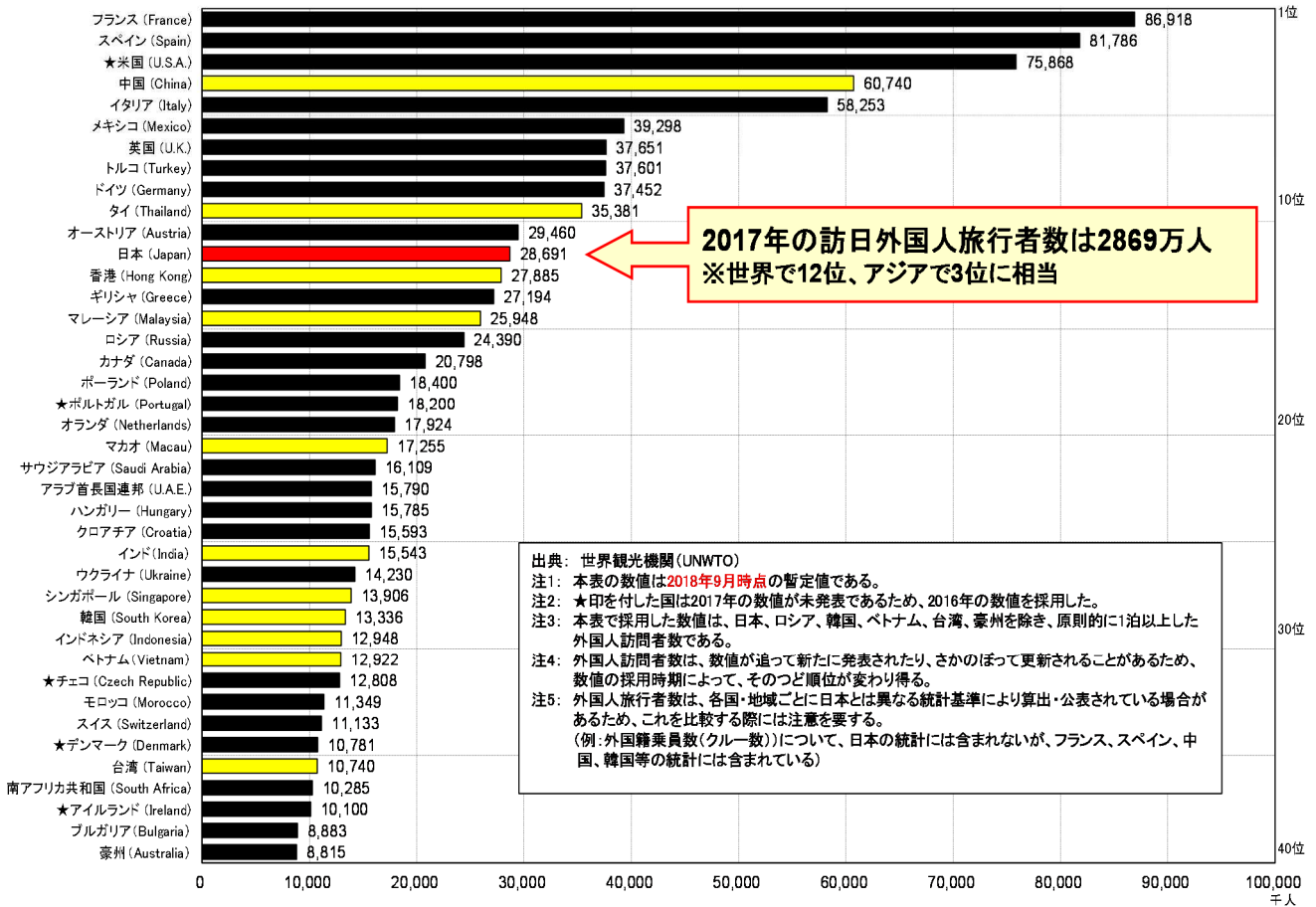
訪日外国人旅行者数及び割合 [国・地域別] (2017年)

【確定値】



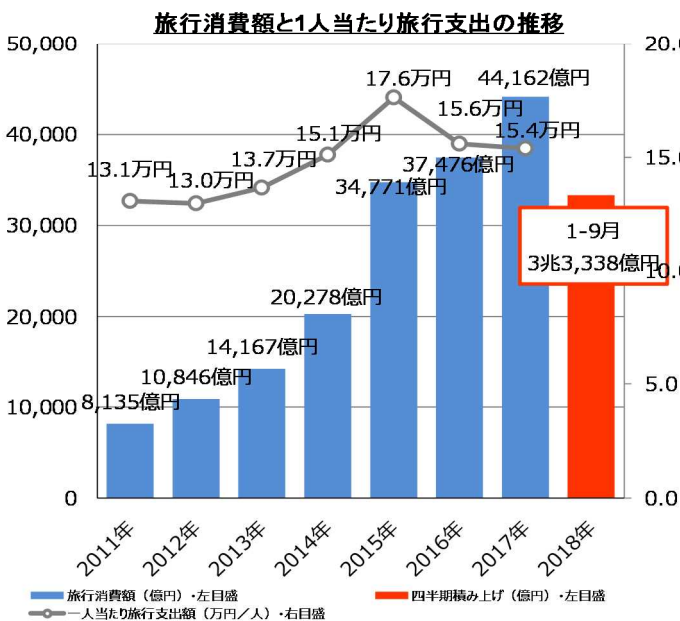
※ ()内は、訪日外国人旅行者数全体に対するシェア
 ※ その他には、アジア、欧州等各地域の国であっても記載のない国・地域が含まれる。
 ※ 数値は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しない場合がある。
 ※ 日本政府観光局(JNTO)資料より観光庁作成

外国人旅行者受入数の国際比較(2017年)

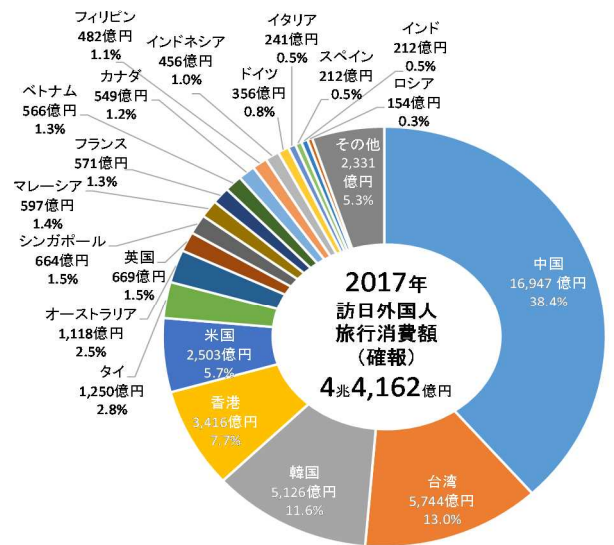


訪日外国人旅行消費額

- 2017年の訪日外国人旅行消費額は、前年比17.8%増の4兆4,162億円となり、過去最高となった。1人当たり旅行支出は前年比1.3%減の15万3,921円となった。
- 2018年1-9月期の累計額は3兆3,338億円。



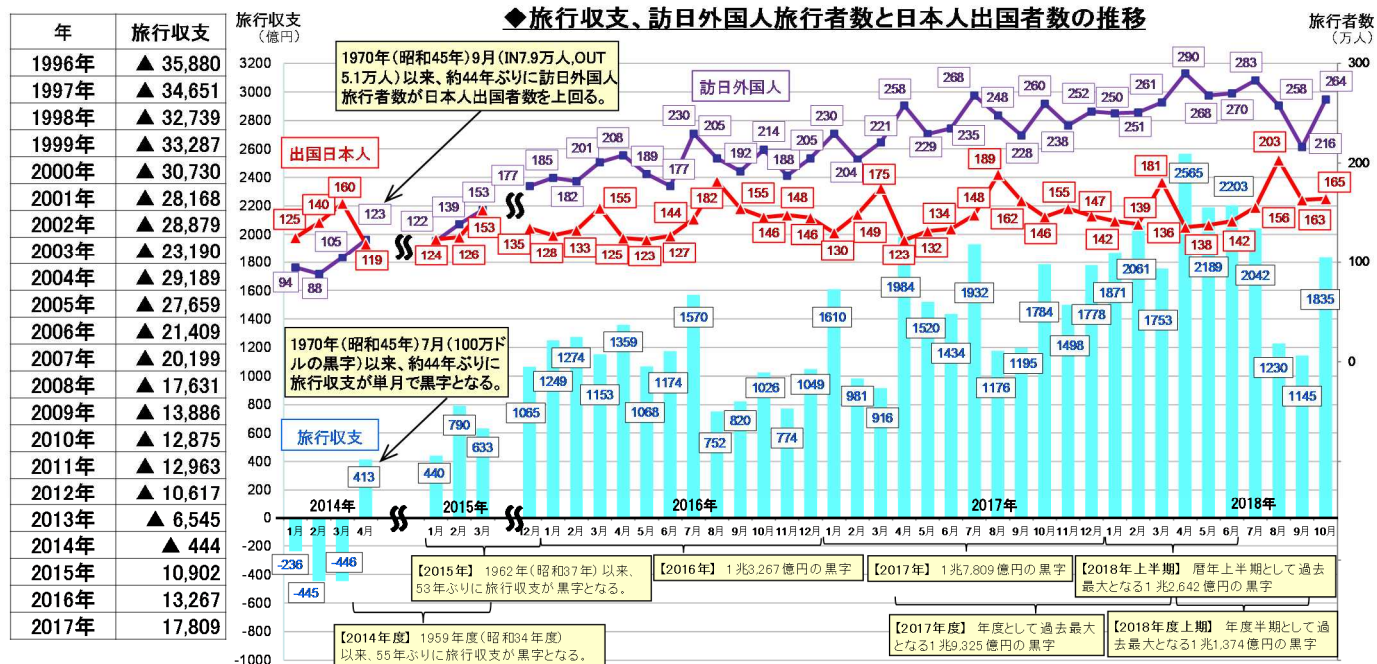
国籍・地域別の訪日外国人旅行消費額と構成比



注1) パーセンテージは、訪日外国人旅行消費額全体に対する割合
 出典: 観光庁「訪日外国人消費動向調査」

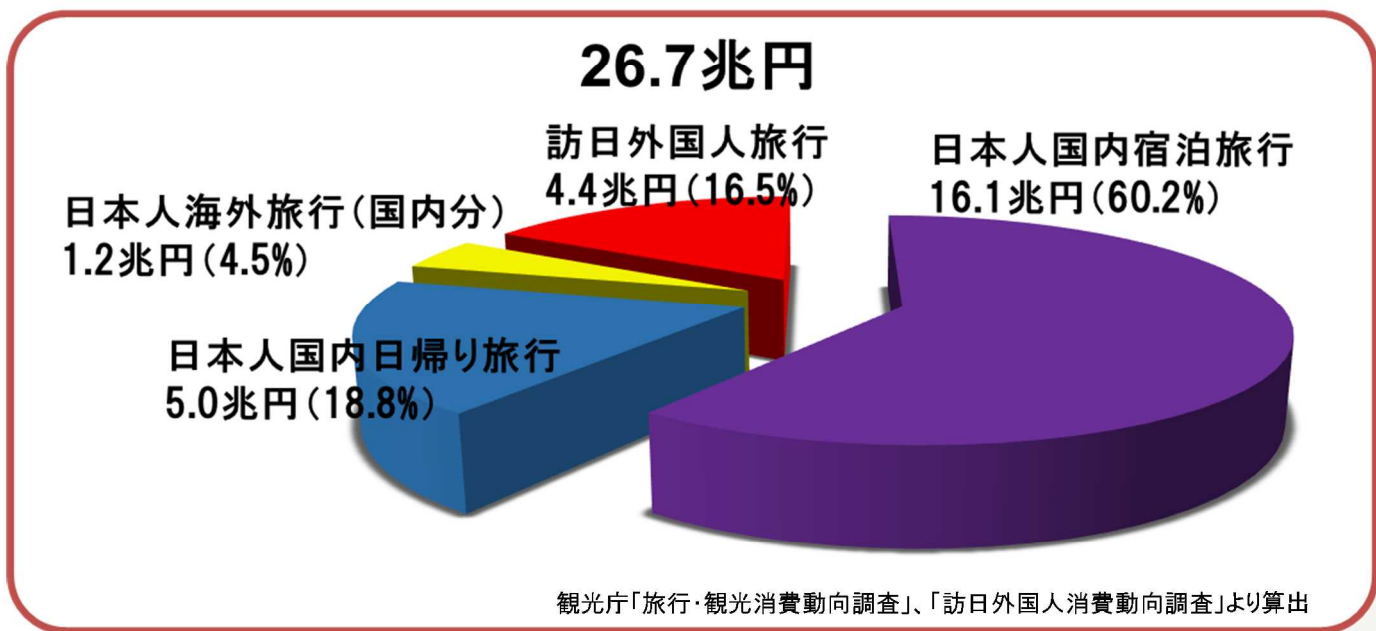
国際旅行収支の改善について

- ビジット・ジャパン事業を2003年に開始して以来、国際旅行収支は改善し、2015年に暦年としては1962年(昭和37年)以来53年ぶりに黒字(1兆902億円)に転化した。
- 2017年は過去最大であった前年(1兆3,267億円)からさらに黒字幅を拡大し、1兆7,809億円の黒字となった。
- 2018年10月は前年同月から黒字幅を拡大し、当月として過去最大となる1,835億円の黒字となった。



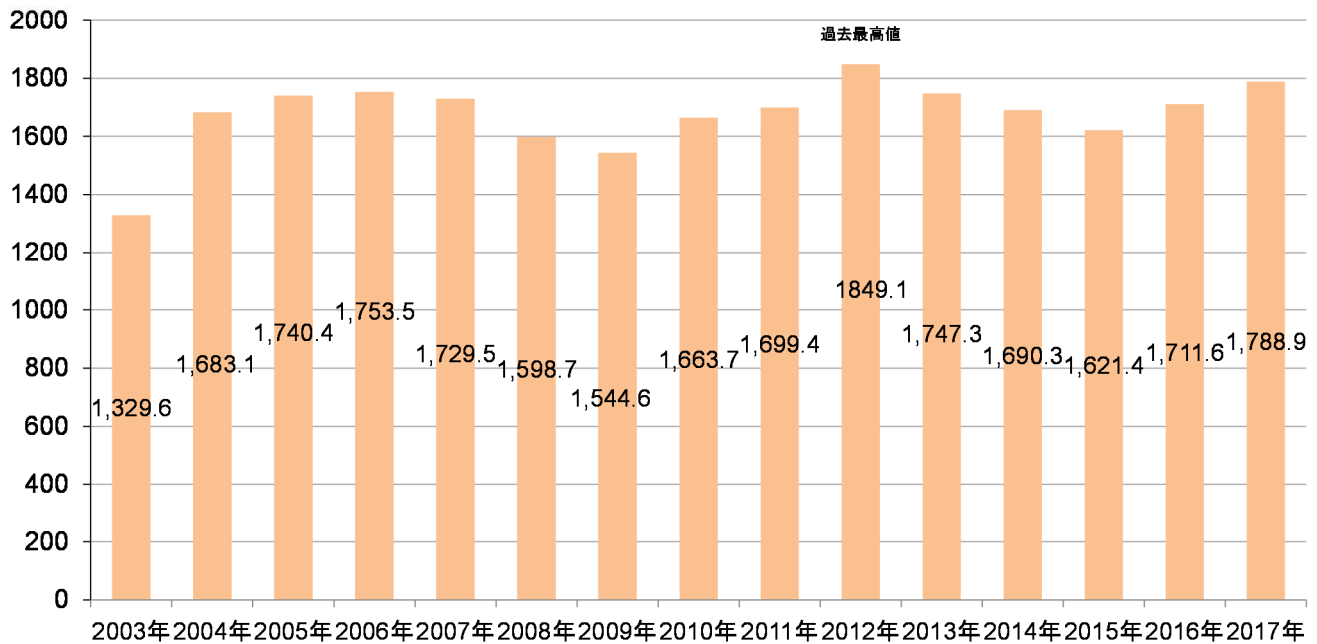
出典：旅行収支・・・財務省国際収支統計、訪日外国人旅行者数・・・日本政府観光局（JNTO）訪日外客数、日本人出国者数・・・法務省出入国管理統計
 注）旅行収支における2018年7月～10月の値は速報値、2017年10月～2018年6月の値は第2次速報値、2014年1月～2017年9月の値は年次改訂値である。
 期間集計における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは合致しない場合がある。

国内における旅行消費額（2017年）



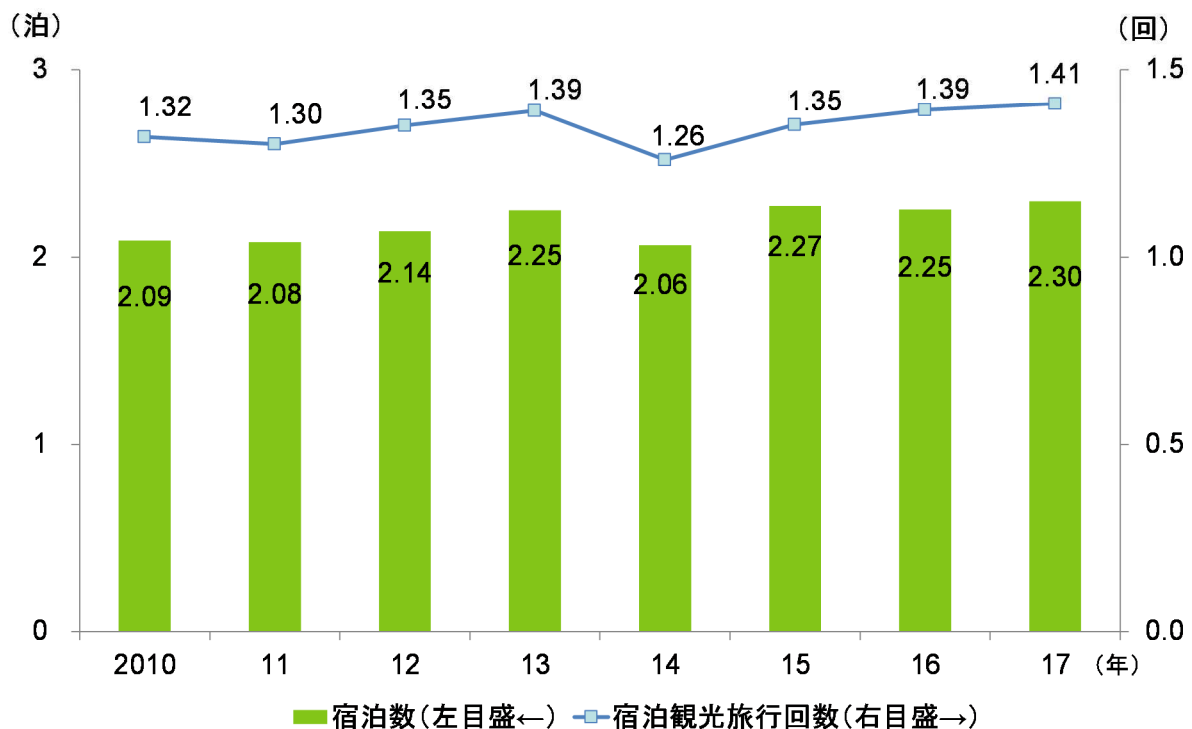
日本人海外旅行者数の推移

(万人)

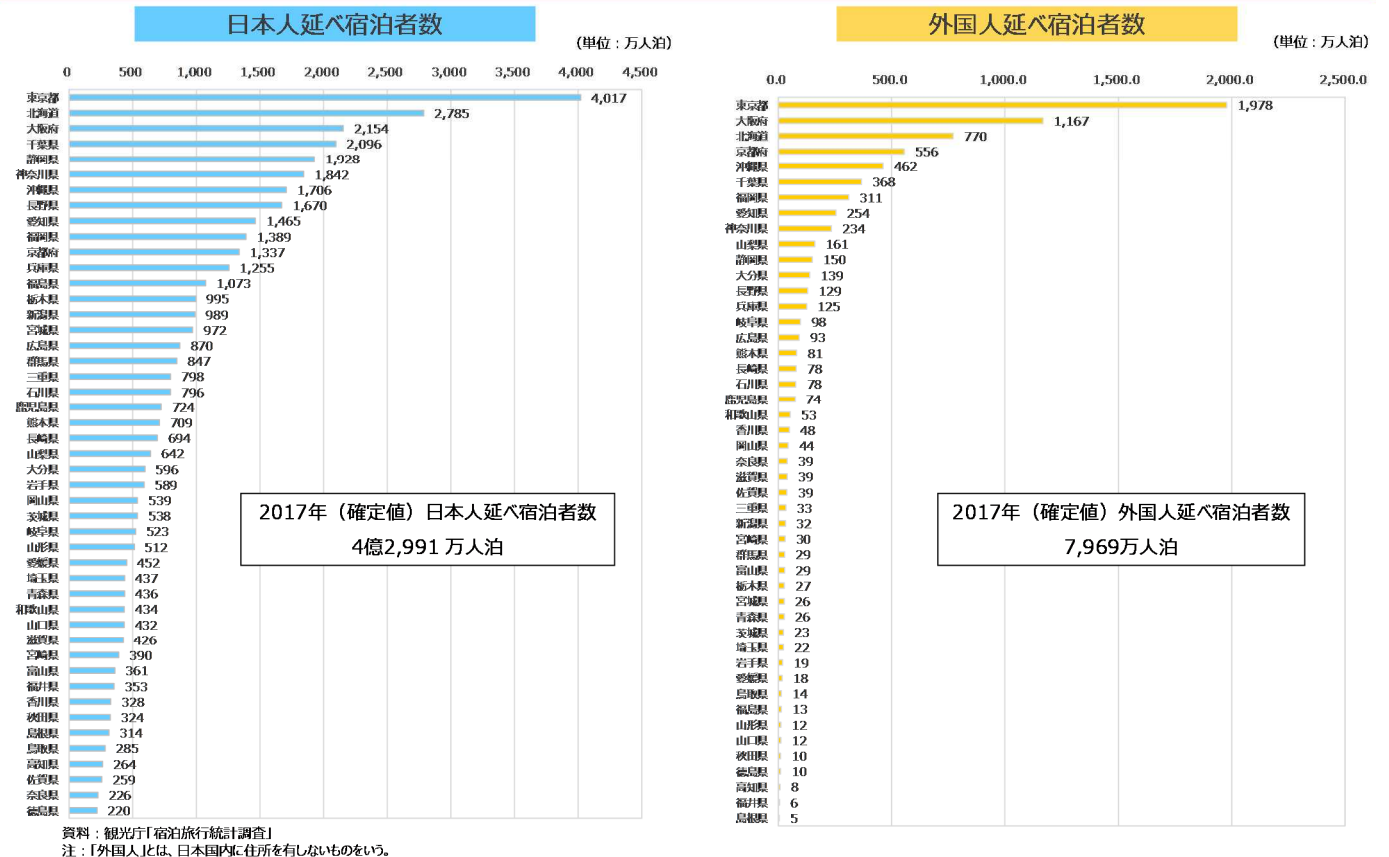


出典: 日本政府観光局(JNTO)資料より観光庁作成

国民1人当たり国内宿泊観光旅行の回数及び宿泊数の推移



資料: 観光庁「旅行・観光消費動向調査」より作成
 注1: 宿泊数 = 宿泊観光旅行回数 × 平均泊数



地方における消費税免税店の拡大について

○外国人旅行者による地方での旅行消費を拡大し、地域経済の活性化を図るため、地方の外国人旅行者向け免税店の拡大を推進。

※全国の免税店数: 2012年4月1日 4,173店 → 2018年10月1日 47,441店(11.4倍)。

消費税免税制度の拡充

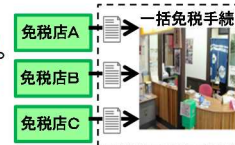
〈拡充第1弾〉(2014年10月1日運用開始)

○全ての品目が消費税免税の対象となり、地方の名産品にも対象が拡大。



〈拡充第2弾〉(2015年4月1日運用開始)

- 免税手続の第三者への委託を可能とし、商店街や物産センター等において、免税手続の一括カウンターの設置を実現。
- 外航クルーズ船が寄港する港湾における輸出物品販売場に係る届出制度の創設。



〈拡充第3弾〉(2016年5月1日運用開始)

○免税の対象となる、一般物品の最低購入金額の「10,000円超」から「5,000円以上」への引き下げ。



平成30年度税制改正

〈拡充第4弾〉

○「一般物品」についても特殊包装を行う等を条件に、「一般物品」と「消耗品」の合算を実現。(2018年7月1日運用開始)



- ▶免税対象の判定が容易になることで、外国人旅行消費をより一層、活性化。
- 「購入記録票の旅券への貼付け、割印」に代えて、「免税販売情報の電磁的記録による提出」を免税販売の要件とする。(2020年4月1日運用開始予定)
- ▶免税販売手続の電子化により、購入記録票の貼付けが不要になることで、外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続きの効率化を促進。

【免税店数の推移】



【三大都市圏と地方部の免税店数】

2012年4月1日 4,173店
2018年10月1日 47,441店



「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日)明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)及びそれを踏まえた「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)において、「地方における消費税免税店数を2018年に2万店規模へと増加」させることを目標としている。

国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について

(平成29年12月22日観光立国推進閣僚会議決定 平成30年12月21日一部変更)①

観光は、双方向の国際交流を通じた相互理解の増進はもとより、本格的な少子高齢化・人口減少を迎える中で、真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である。このような認識の下、平成28年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」においては、2020年訪日外国人旅行者数4,000万人、2030年6,000万人等の大きな目標を掲げ、観光を我が国の基幹産業へと成長させ、「観光先進国」の実現を図るため、政府一丸、官民を挙げて取り組んでいるところである。

観光ビジョンに掲げた目標の確実な達成のためには、今後さらに増加する観光需要に対し、より高次元な観光施策を展開していく必要がある。このような観点から、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の前に財源を確保し観光施策を着実に実施する必要性も踏まえ、「平成30年度税制改正の大綱」(平成29年12月22日閣議決定)において、観光促進のための税として平成31年1月7日より国際観光旅客税を創設し、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保することとしたものである。

さらに、国際観光旅客税の税収(以下、「観光財源」という。)を充当する3つの分野については、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」(平成9年法律第91号)において、法文上使途として明記したところである。

以上を踏まえ、国際観光旅客税の使途に関する基本方針等については、下記のとおりとする。

記

1. 国際観光旅客税の使途に関する基本方針

(1) 訪日外国人旅行者2020年4,000万人等の目標達成に向けて、

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
 - ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
 - ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上
- の3つの分野に観光財源を充当する。

(2) 観光財源を充当する施策は、既存施策の財源の単なる穴埋めをするのではなく、以下の考え方を基本とする。

- ① 受益と負担の関係から負担者の納得が得られること
- ② 先進性が高く費用対効果が高い取り組みであること
- ③ 地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致すること

(3) 使途の適正性の確保

観光財源の使途の適正性を確保する観点から、受益と負担の関係が不明確な国家公務員の人件費や国際機関分担金などの経費には充てないこととする。

国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について

(平成29年12月22日観光立国推進閣僚会議決定 平成30年12月21日一部変更)②

(4) 第三者によるチェック

無駄遣いを防止し、使途の透明性を確保する仕組みとして、行政事業レビューを最大限活用し、第三者の視点から適切なPDCAサイクルの循環を図る。

2. 平成31年度において観光財源を充当する具体的な施策・事業

平成31年度予算においては、総額500億円の歳入について、上記1.の基本方針に基づき、出入国手続きの高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充など特に新規性・緊急性の高い以下の施策・事業に充てることとする。

	金額	執行官庁
① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備	70.6億円	法務省
	30.1億円	財務省
	123億円	観光庁
② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化	51.5億円	観光庁
	100億円	文化庁
③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上	50.8億円	環境省
	59億円	観光庁
	15億円	宮内庁

3. 国際観光旅客税の使途に関する予算編成の考え方

観光財源を充当する具体的な施策・事業については、硬直的な予算配分とならず、常に上記1.(2)の考え方を満たすものとなるべく、毎年度洗い替えが行えるよう、観光戦略実行推進会議において、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成する。

また、受益と負担の関係を明確化し、予算の総合性の確保等を図る観点から、観光財源を充当する具体的な施策・事業について、予算書においても観光財源を充当する予算を明確化し、観光庁に一括計上した上で、関係省庁に移し替えて執行する。ただし、三の丸尚蔵館の整備に係る経費については、皇室経済法(昭和22年法律第4号)を踏まえ、皇室費における宮廷費として整理する。

以上